

第4部

安全・安心



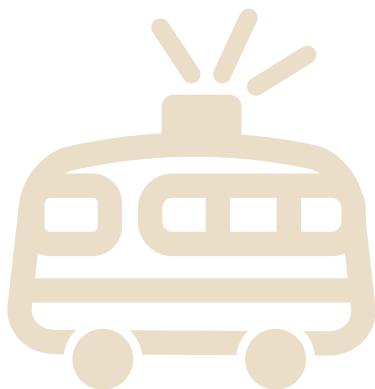
第1章 交通事故・火災・救急

- 54 救急出場状況
- 55 火災の発生状況
- 56 自然災害による被害状況
- 58 交通事故の発生状況



第2章 犯罪・少年非行

- 59 刑法犯の認知件数と検挙率
- 60 特殊詐欺被害状況
- 61 ストーカー、配偶者からの暴力事案等の認知件数
- 62 少年非行と少年の福祉を害する犯罪の現状





刑法犯の認知件数と検挙率

刑法犯認知件数は、前年に比べ増加、検挙率は前年より減少

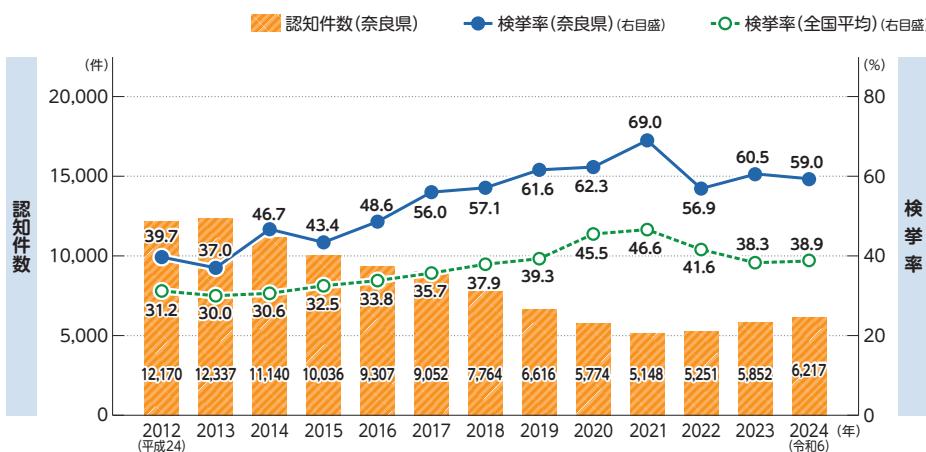
CHECK 2024(R6)年中の刑法犯認知件数は6,217件で、検挙率は59.0%（全国平均38.9%）でした。

刑法犯認知件数は前年に比べ365件(6.2%)増加し、検挙率は前年より1.5ポイント減少しました。

また、罪種別の刑法犯認知件数の構成比を見ると、知能犯の割合が15.2%と全国（計）の8.4%より多くなっています。

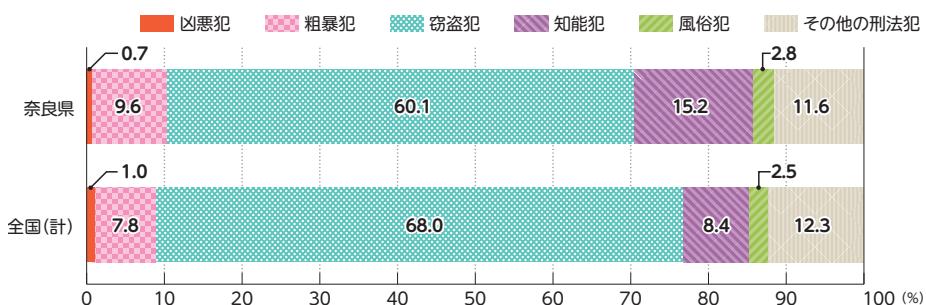
刑法犯の認知件数・検挙率の推移

資料：県警察本部捜査支援分析課、警察庁「犯罪統計」



罪種別の刑法犯認知件数の構成比(2024(令和6)年)

資料：県警察本部捜査支援分析課、警察庁「犯罪統計」





特殊詐欺被害状況

件数・被害額が大きく増加し、過去10年で最多、65歳未満の方への被害が増加

CHECK 2024(R6)年中の特殊詐欺の認知件数は270件で、被害総額は約13億円でした。

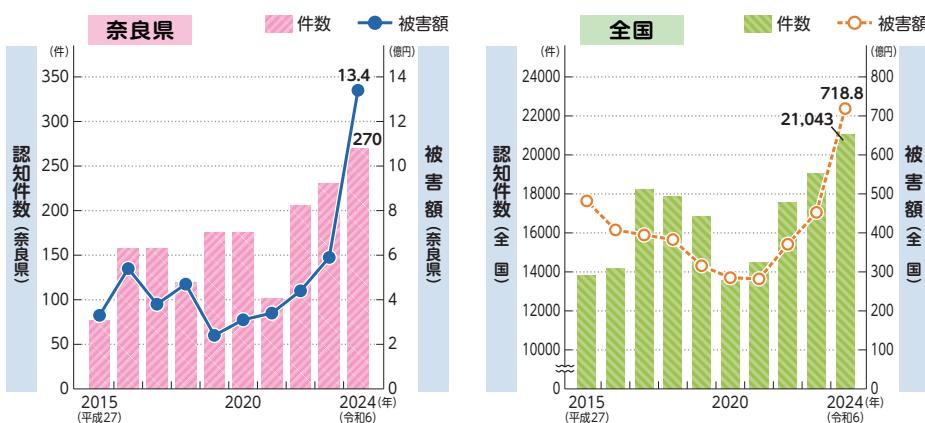
2024(R6)年中は全国的に増加傾向で、本県でも前年と比較して認知件数は40件(17.4%)増加、被害総額は約7億5,000万円(126.9%)増加しました。

過去10年で初めて「65歳以上より65歳未満の被害が多い」という結果となりました。

●特殊詐欺…被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称をいう。

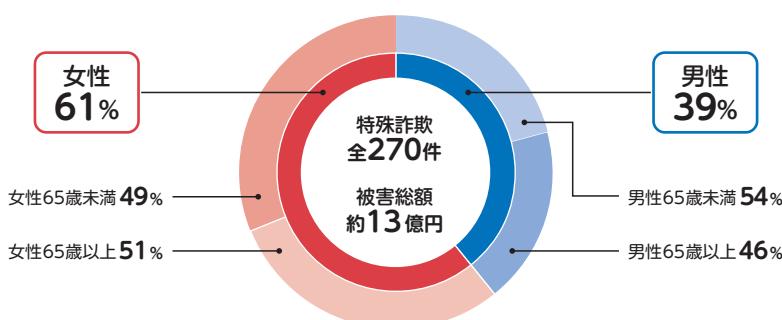
特殊詐欺の認知件数及び被害額の推移

資料：県警察本部生活安全企画課、警察庁



特殊詐欺被害状況

資料：県警察本部生活安全企画課





ストーカー、配偶者からの暴力事案等の認知件数

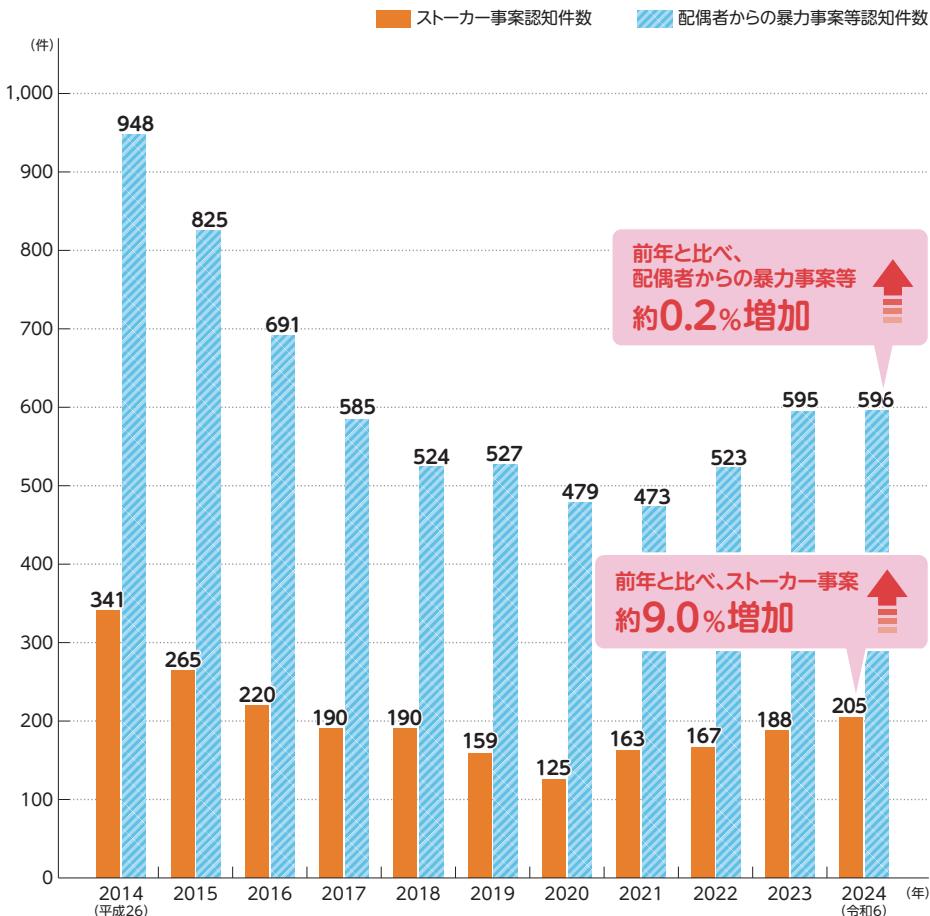
ストーカー、配偶者からの暴力事案については増加傾向

CHECK 2024(R6)年中のストーカー事案認知件数は205件、配偶者からの暴力事案等の認知件数は596件でした。

前年と比較して、ストーカー事案の認知件数は17件(9.0%)の増加、配偶者からの暴力事案等の認知件数は1件(0.2%)増加しました。

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の認知件数の推移

資料：県警察本部人身安全対策課





少年非行と少年の福祉を害する犯罪の現状

非行少年の検挙・補導人員及び刑法犯少年の再犯者率は、前年に引き続き増加

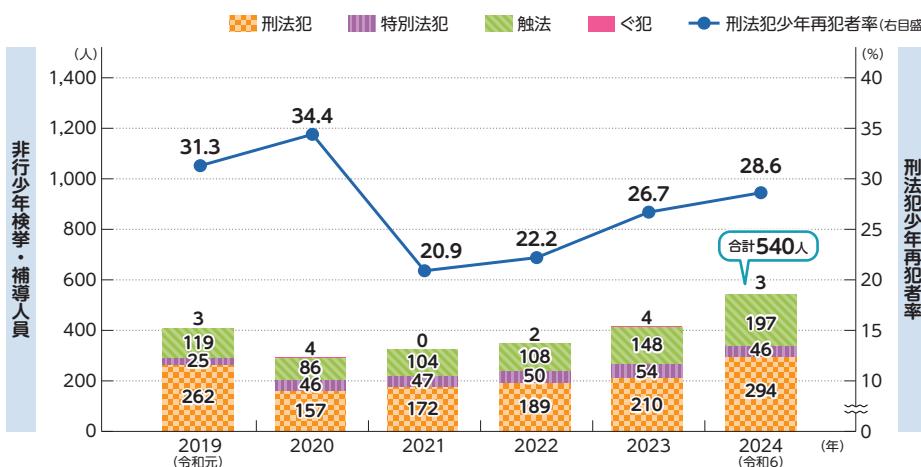
CHECK 2024(R6)年中に検挙・補導した非行少年(犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年)は540人と、前年に比べ124人増加しました。

非行少年のうち、犯罪少年は340人で、前年と比較して76人(28.8%)増加しました。その内訳は、刑法犯少年が294人で84人(40.0%)増加し、特別法犯少年は46人で8人(14.8%)減少しています。

刑法犯少年の再犯者率は全国平均が3割以上(R6年31.2%)で推移する中、28.6%と全国平均を下回っていますが、前年に比べ1.9ポイント増加しています。

非行少年検挙・補導人員及び刑法犯少年の再犯者率の推移

資料：県警察本部少年課



非 行 少 年

犯 罪 少 年 罪を犯した少年

刑 法 犯 少 年 刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年

特 別 法 犯 少 年 特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年

触 法 少 年 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ 犯 少 年 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年